奈良県神経難病医療連絡協議会規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第五十一号

奈良県神経難病医療連絡協議会規則

（趣旨）

第一条　この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県神経難病医療連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条　協議会は、委員十五人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

一　知事が指定する病院を代表する者

二　保健、医療又は福祉関係機関を代表する者

三　関係行政機関を代表する者

四　学識経験を有する者

（任期）

第三条　委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第四条　協議会に会長及び副会長各一人を置く。

２　会長は、委員の互選によって定める。

３　副会長は、委員のうちから会長が指名する。

４　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第五条　協議会の会議は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（委員以外の者の出席）

第六条　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第七条　協議会の庶務は、医療政策部保健予防課において処理する。

（その他）

第八条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

２　この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第三条の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までとする。